

# 安全管理規程

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この規程は貨物自動車運送事業法第15条に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### 第2条 (適用範囲)

本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る事業活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための方針

### 第3条 (輸送の安全に関する基本方針)

- ①安全輸送を事業経営の重要な柱と位置付け、全ての従業員がこれを理解して業務にあたる。
- ②交通事故・労災事故等全てにおいて全社員一丸となって事故防止に取り組む。
- ③社内の安全に関する情報は記録を保存する。

### 第4条 (輸送の安全に関する重点施策)

- ①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令・安全管理規程に定められた事項を遵守する。
  - ②輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内で必要な情報を共有する。
  - ③輸送の安全に関する教育・研修を計画し、実施する。
- 2 下請事業者を利用する場合、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行なわない。  
又、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全の向上に協力する。

### 第5条 (輸送の安全に関する目標)

前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

### 第6条 (輸送の安全に関する計画)

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

## 第3章 輸送の安全を確保するための管理体制

### 第7条 (社長等の責務)

- 社長は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

## 第8条 (社内組織)

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ①安全統括管理者
- ②運行管理者
- ③整備管理者
- ④その他必要な責任者

2 会社は安全統括管理者を中心とした効果のある安全管理体制を構築する。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。

## 第9条 (安全統括管理者の選任及び解任)

貨物自動車運送事業輸送安全規則に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当するときは当該管理者を解任する。

- ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ②身体の障害その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する状況を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

## 第10条 (安全統括管理者の責務)

安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- ①全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ②輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を手順通り実施すること。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- ⑤輸送の安全の確保の状況について、経営トップに報告すること。
- ⑥経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関して必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の処置を講じること。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧輸送の安全を確保するため従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑨その他輸送の安全の確保の関する統括管理を行うこと。

## 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

### 第11条 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を実施する。

### 第12条 (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

経営トップと運行管理者や運転者等との意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

又、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

### 第13条 (事故・災害等に関する報告連絡体制)

事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制は、別途定める。

- 2 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則に定める事故・災害等があった場合は、規則の規定基づき、国土交通大臣へ必要な報告を行う。

### 第14条 (輸送の安全に関する教育・研修)

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育・研修に関する具体的な計画を策定する。

### 第15条 (輸送の安全に関する記録の管理)

本規定は業務の実態に応じ、定期的に見直しを行う。

- 2 経営トップに報告した是正措置又は予防処置等は記録し、保存する。
- 3 輸送の安全に関する記録及び保存は、物流部が行う。  
なお、記録の保存期間は5年間とする。

本規程は2018年 4月 1日から実施する。